

化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画及び総量規制基準について (水質規制部会 中間報告)

1. 検討の背景

水質総量規制制度は、濃度規制のみによっては環境基準の確保が困難な、人口、産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域において、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減することにより水質保全を図る制度
(根拠法令：水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法)

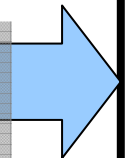
中央環境審議会は、平成17年5月16日に、引き続き平成21年度を目標年度とした第6次規制を実施することが必要、と答申した。

第6次の総量削減基本方針(平成18年11月下旬策定予定)を受けて、大阪府は総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定が必要。

中央環境審議会答申の概要

環境基準の達成状況に加え、貧酸素水塊の発生等の問題にも着目し、水環境改善の必要性を検討した結果、大阪湾、東京湾、伊勢湾ではさらなる水環境改善が必要
瀬戸内海(大阪湾を除く)は現状の水質を維持

対策として、汚濁負荷削減対策に加え、干潟の保全・再生や底質環境の改善等の対策が必要



3. 大阪府における第6次水質総量規制のあり方

大阪府域からの負荷量は段階的に削減され、大阪湾の窒素・りん濃度の改善や、河川における生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準達成率の向上などの効果も現れており、水環境のさらなる改善を図るため、引き続き負荷量の削減を図ることが必要。
河川BODの環境基準達成率 S54:50.0% H17:70.0%

閉鎖性海域である大阪湾の水質には、大阪湾内での内部生産(プランクトンの増殖)や底質からの溶出などの様々な要因が複雑に関係しているため、干潟・藻場の造成など大阪湾が有する自然浄化機能を高める取組み等、幅広い取組みを推進することが必要。

特に、第6次水質総量規制においては、瀬戸内海の中でも大阪湾に着目した対策の必要性が指摘されており、大阪湾集水域において、他府県・市町村をはじめ、住民、NPO、企業等と協働・連携し、一体となった取組みを進めることが必要。

2. 第5次規制までの実施状況等

1 汚濁負荷量の削減

大阪府では、昭和55年度以降、平成16年度までの5次にわたり汚濁負荷量の削減を実施

【化学的酸素要求量】

【窒素含有量】

【りん含有量】

2 環境の状況

- ・窒素、りん濃度は低下傾向で環境基準を概ね達成できるレベルに低減。
- ・COD濃度の改善は非常に緩やか。環境基準の達成率は低い。
- ・赤潮の発生件数は減少傾向。しかし依然として発生。
- ・湾奥部で貧酸素水塊も発生。

大阪湾の水質等の経年変化
(濃度比は昭和54年度を100とした比を示す)

4. 第6次総量削減計画(案)の検討

1 削減目標量及び削減の方途

各発生源からの負荷量は、人口及び産業の動向、処理技術の水準、生活排水処理施設整備の見通し等を勘案し、負荷量が多い生活排水からの削減を中心として、目標年度である平成21年度に下表に示す数値まで削減することとする。

項目	COD	窒素	りん
生活排水	57 (63)	38 (41)	2.4 (2.8)
産業排水	14 (15)	10 (11)	0.8 (0.9)
その他	5 (5)	19 (19)	1.1 (1.1)
合計	76 (83)	67 (71)	4.3 (4.8)
削減割合	91.6%	94.4%	89.6%

()内は平成16年度の実績値を示す。

削減目標の達成のため、以下の対策を総合的に推進することが必要である。

生活排水対策... 下水道の整備等、その他の生活排水処理施設の整備、一般家庭における生活排水対策
産業排水対策... 総量規制基準の設定
総量規制基準の適用されない事業場等に対する対策
その他の汚濁発生源に係る対策... 農地からの負荷削減対策、畜産排水対策、養殖漁場の改善

2 負荷の削減に加えて実施する取組みについて

閉鎖性水域である大阪湾の環境を改善するため、以下の対策を幅広く進めることが必要である。

大阪湾再生の取組みの推進、健全な水循環の回復、水質浄化事業の推進、人工海浜・干潟等の造成・保全、教育・啓発(パブリックアクセスの向上等) 等

5. 総量規制基準(案)の検討

1日の平均排水量が50 m³以上の法で定める事業場に対し、1日当たりの汚濁物質の許容排出量(総量規制基準: L)を定めて規制している。Lは次式により算出される。

$$L = (C \cdot Q \times 10^{-3})$$

L: 当該事業場の総量規制基準 (kg/日)
Q: 当該事業場の業種区分ごとの特定排出水の量 (m³/日)
C: 業種区分ごとに設定する値 (mg/L)

業種区分ごとのCの値は、COD、窒素、りんの各項目について、国がその範囲を定め、その範囲内で都府県が設定する。

➡ 国の告示の範囲、個々の事業場の排水実態、許容排出量の適合状況、これまでの負荷削減に対する取組み状況、排水処理技術の動向等を勘案し、検討中

(参考) 審議経過等 (下線は国の動き)

- H17.11.28 環境審議会へ諮問(水質規制部会を設置)
- H18.1.18 第1回部会
- H18.8.18 第2回部会
- H18.10.13 総量規制基準の範囲告示
- H18.11.9 第3回部会
- H18.11.21 環境審議会中間報告
- H18.11下旬 総量削減基本方針策定(予定)
- H18.12~H19.1 パブリックコメント実施(予定)
- H19.2頃 第4回部会(予定)
- H19.3中旬 環境審議会報告・答申(予定)